

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

改正後	改正前	改正理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(5)【略】</p> <p>(6) <u>個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p>(7) <u>特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(8) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(9) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>	<p>【改正理由(第2条関係)】</p> <p>番号法に用いる「個人番号」「特定個人番号」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」を新たに定義するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号とは、国民1人ひとりに付番される12桁の番号。 ・特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報。 ・情報提供等記録とは、どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したもの。

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>第8条 【略】 （委託等に伴う措置）</p> <p>第9条 【略】 （受託者等の責務）</p> <p>第10条 【略】 （保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>（保有特定個人情報の目的外利用の制限）</p> <p>第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同</p>	<p>第8条 【略】 （委託等に伴う措置）</p> <p>第9条 【略】 （受託者等の責務）</p> <p>第10条 【略】 （目的外利用及び外部提供の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2～3 【略】</p>	<p>【改正理由（第11条関係）】 保有個人情報と特定個人情報との目的外利用及び外部提供を明確にするため改正するもの。</p>
---	---	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>（保有特定個人情報の外部提供の制限）</p> <p><u>第11条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>（オンライン結合の制限）</p> <p>第12条 【略】</p> <p>（開示の請求）</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>）は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p>	<p>（オンライン結合の制限）</p> <p>第12条 【略】</p> <p>（開示の請求）</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。</p>	<p>【改正理由（第11条の3関係）】</p> <p>番号法において情報提供等記録については目的外の利用を禁止されていることから条例において同様の内容を規定するもの。</p> <p>【改正理由（第11条の4関係）】</p> <p>番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから条例においても同様の内容を規定するもの。</p> <p>【改正理由（第13条第2項、第14条、第15条）】</p> <p>番号法において、保有特定個人情報の開示請求者について、本人、法定代理人に加えて任意代理人を認めていることから条例におい</p>
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項において同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3)～(8) 【略】</p> <p>(部分開示)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>(存否に関する情報)</p> <p>第16条の2 【略】</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第19条 何人も、実施機関が保有する自</p>	<p>て同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3)～(8) 【略】</p> <p>(部分開示)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>(存否に関する情報)</p> <p>第16条の2 【略】</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>(訂正、削除及び中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、実施機関が保有する自己に</p>	<p>に申請等の行政手続を委任することができれば国民の利便性が図られるため、さらには、特定個人情報は、社会保障、税、災害対策の分野で用いられるため、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれが大きく、本人が正確性を確認する必要性が高いため任意代理を認めたものである。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>（訂正請求の手続）</u></p> <p><u>第20条 訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所</u></p> <p><u>（2） 訂正請求をしようとする者の個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p><u>（3） 訂正を求める内容</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p><u>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実</u> <u>に合致することを証明する書類等を提</u></p>	<p>「訂正等」という。）の請求について準用する。</p> <p><u>（訂正等請求の手続）</u></p> <p><u>第20条 訂正等の請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正等請求書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所</u></p> <p><u>（2） 訂正等請求をしようとする者の個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p><u>（3） 訂正等を求める内容</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p><u>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正をを求める内容が事実</u> <u>に合致することを証明する書類等を提出し、又</u></p>	<p>【趣旨（第20条関係）】</p> <p>本条は、保有個人情報の訂正について具体的な請求手続を定めたもの。</p>
---	---	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>（訂正請求に対する決定及び通知）</u></p> <p><u>第22条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求のあった日から起算して30日（当該訂正請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をし、当該決定の内容を当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正に係る保有個人情報の訂正をした上、その旨を当該訂正</u></p>	<p><u>（訂正等請求に対する決定及び通知）</u></p> <p><u>第21条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求のあった日から起算して30日（当該訂正等請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正等請求に対して補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該訂正等請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正等に係る保有個人情報の訂正等をした上、その旨を当該訂正等請求者に書面により通知しなければなら</u></p>	<p>【趣旨（第22条関係）】</p> <p>本条は、保有個人情報の訂正請求に対し、訂正する旨又は訂正しない旨の決定及びその手続について定めたもの。</p>
---	---	---

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>ると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>（利用停止請求権）</u></p> <p><u>第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求（以下「利用停止請求」という。）することができる。</u></p>		<p>するもの。</p> <p>【改正理由（第25条、第27条～第29条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関個人情報保護法に利用停止に関する規定が定められていること。 ・番号法において、特定個人情報の利用停止が規定されたこと。 <p>以上のことから新たに規定するもの。</p> <p>【趣旨（第25条関係）】</p> <p>本条は、実施機関における個人情報の適切な</p>
---	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>3 <u>利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</u></p> <p><u>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</u></p> <p><u>第26条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第6条第1項から第3項までの規定</u></p>		<p>【趣旨（第26条関係）】</p> <p>本条は、保有特定個人情報については、番号法に違反する行為について利用停止請求を認めるものとしていることから番号法と同様の内容を規定する。</p>
--	--	--

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p><u>の利用停止をするかどうかの決定をし、当該決定の内容を当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止に係る保有個人情報の利用停止をした上、その旨を当該利用停止請求者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>（費用負担）</p> <p><u>第30条</u> 開示及び訂正等に係る手数料は、 無料とする。ただし、第18条第1項の規定により自己に関する保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定める</p>	<p>（費用負担）</p> <p>第22条 開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、第18条第1項の規定により自己に関する保有個人情報の写しの</p>	<p>【開示手数料減免を規定しないことの考え方（第30条関係）】</p>
---	--	--------------------------------------

南相馬市個人情報保護条例（新旧対照表）

<p>機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議並びに<u>番号法第27条の規定による特定個人情報保護評価に係る点検を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。</u></p>	<p>第25条 第23条第1項の規定による実施機関からの諮問事項及び実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項の審議を行わせるため、市長の附属機関として南相馬市個人情報保護審査会を置く。</p>	<p>【改正理由（第33条関係）】 番号法第27条の規定に基づき、地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価を行わなければならない。この評価の点検を審査会の事務とするため規定するもの。</p>
<p>（他の法令等との調整）</p>	<p>（他の法令等との調整）</p>	<p>【改正の理由（第34条関係）】</p>
<p>第34条 <u>他の法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示その他の請求ができる場合については、当該法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>第26条 他の法令等の規定により、開示その他の請求ができる場合については、当該法令等の定めるところによる。</p>	<p>番号法附則第6条第5項において、マイポータルによる開示を規定している。 現行条例では、他の法令等の規定により開示請求があった場合については、当該法令の定めにより開示等することとしているが、マイポータルの開示はほぼ即時に開示がなされることから、保有特定個人情報は本適用から除外するもの。</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（適用除外）</p>	<p>【略】</p>
<p>第35条 【略】 （運用状況の公表）</p>	<p>第27条 【略】</p>	<p>【略】</p>